

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の公文書の存否を明らかにしないで行った公文書の非開示の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成18年5月26日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「平成 年 月～平成 年 月の 県営住宅に関する入居承継手続書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成 年 月から平成 年 月までの 県営住宅に関する入居承継手続書類」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成18年6月2日付けで本件公文書の存否を明らかにしないで公文書非開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年6月9日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 県営住宅の入居承継手続書類の個人情報を開示しても悪用されるものではない。
県は、県営住宅の入居承継手続を適正に行っている事を説明するべきである。
- (2) 入居承継とは、借主の死亡又は離婚等により退去した場合、引き続き入居する事であるのは十分理解しているが、今回の自分の例は入居承継には当たらないと認識しており、正規の手続きにより入居が実行されたかどうか情報開示を求めたもので

ある。県が存否応答拒否するのは、何らかの問題があり正規の手続きを踏んでいないのではないか。

- (3) 入居承継については、入居名義人である自分が退去した時点で同居していた者が引き続き入居できるのは理解し得るが、自分は退去書類を提出し荷物を搬出し正規に県営住宅を退去している。また、同居者であった配偶者は半年以上、実家に住居を移しており、県営住宅の同室に入居できた事は理解できない。

通常概念からして県営住宅に入居することは困難で、何回も抽選にはずれた人がいるのに、半年以上の空室にもかかわらず、同じ部屋に入居できることは不思議であり、管理人等の口利きで担当者が便宜を図ったとしか言いようがない。自分は、情報を得て悪用する考えは全くなく、正式に入居手続きが執行されたか知りたいだけであり、また、県の管理が問題であれば反省し是正を求める。

- (4) 県の言われるように国の指導、検査等を受けるなどにより適正に執行されているとすれば上記のような事はあるのか疑問が増大するだけである。入居希望者は公平に扱っているのか。

異議申立人である自分の権利や利益は、精神的にも金銭的にも十分侵害されている。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書等について

(1) 入居承継について

入居承継とは、公営住宅（県営住宅）への入居に関する手続であり、公営住宅法第27条第6項（公営住宅法施行規則第11条）の規定に基づくもので、「公営住宅（県営住宅）の入居者が死亡又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該居住者と同居していた者が、事業主体（山口県）の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅（県営住宅）に居住することができる」制度である。

山口県は、この制度を山口県営住宅条例第22条に規定するとともに、その具体的な運用に関しては、県営住宅等管理業務処理要領（以下「要領」という。）第26条に規定し、入居承継を承認する場合を「原則として、入居名義人の死亡及び入居名義人の離婚（内縁関係の解消を含む。）による場合」としている。

入居承継の手続きをする者は、入居名義人が死亡又は離婚等により退去した時に同居していた者で引き続き入居しようとする者である。

(2) 入居承継手続について

山口県営住宅条例第22条の規定により入居の承継の承認を受けようとする者

は、入居承継承認申請書（第 27 号様式）、入居承継承認申請書の添付書類（承継前の名義人と承継後の名義人の続柄を明らかにするための戸籍謄本又は抄本等変更事由を証明する書類及び承継後の名義人及び同居者の所得証明書等所得を証明する書類）、県営住宅請書（第 6 号様式）を指定管理者に提出しなければならない。

指定管理者は、内容を事前審査の上、県に進達し、県は内容を審査し、承認の適否の判断をし、入居の承継を承認するときは入居承継承認通知書（第 28 号様式）により、指定管理者を経由して申請者に通知する。

(3) 入居承継手続書類について

入居承継手続書類は、次のとおり要領第 26 条に規定する様式及びその添付書類等であり、これらの書類は、条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関の職員が取得又は作成し、実施機関が保有するものであり、条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当する。

入居承継承認申請書（第 27 号様式）

< 内 容 >

- (ア) 現名義人（承継前の名義人）及び申請人（承継後の名義人）の氏名等
- (イ) 現名義人と申請人の続柄
- (ウ) 申請人がこの住宅に入居した期日
- (エ) 同居者の氏名、続柄、年齢
- (オ) (入居承継の)理由 他

入居承認申請書の添付書類

- (ア) 承継前の名義人と承継後の名義人の続柄を明らかにするための戸籍謄本又は抄本等変更事由を証明する書類
- (イ) 承継後の名義人及び同居者の所得証明書等所得を証明する書類

県営住宅請書（第 6 号様式）

山口県営住宅条例第 11 条第 1 項第 1 号に規定する入居の手続きの際に提出を求める書類であり、要領第 16 条第 1 項に第 6 号様式として定めるもの。

< 内 容 >

- (ア) (承継後の)入居名義人の住所、氏名
- (イ) 連帯保証人の住所、氏名、生年月日等

入居承継承認通知書（第 28 号様式）

< 内 容 >

- (ア) 新名義人の氏名、住宅所在地、住宅番号
- (イ) 旧名義人の氏名

(ウ) 新名義人の同居者の氏名、続柄、年齢、職業 他

～ に係る決裁関係文書

2 非開示（存否応答拒否）とした理由

県が管理している特定の県営住宅について特定の期間に入居承継手続が行われたか否かを明らかにすることは、これにより、当該入居承継手続の有無に関する情報（以下「手続有無の情報」という。）とそれ以外の情報とを照合することで、特定の個人に関して当該入居承継手続を行っているか否かが推測できるときは、条例第11条第2号の個人情報の開示に該当するものである。

また、「それ以外の情報」に該当するか否かは、手続有無の情報の内容、性質、関連する集団の性格及び規模等に応じて個別に判断することとなるが、個人の権利利益の十分な保護を図るという観点及び何人も公文書の開示を請求できることから、地域住民や県営住宅の入居者であれば保有している情報又は入手可能な情報は「それ以外の情報」に該当すると判断されるものである。

本件開示請求に関しては、戸数が 戸の 県営住宅において、当該県営住宅の入居者であれば、当該県営住宅に関する特定の期間の手続有無の情報と、入居者が保有している情報又は入手可能な情報とを照合することにより、特定の入居者個人に関する情報（入居者の死亡又は離婚による退去等に伴う入居承継手続に関する情報）の有無を十分知ることができるものと認められる。

したがって、手続有無の情報の存否を明らかにすること自体が、条例第11条第2号の個人情報の開示に該当することとなるため、条例第13条の規定により開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本開示請求を拒否したものである。

3 異議申立書の「異議申立ての理由」について

(1) 「県営住宅の入居承継手続書類の個人情報を開示しても悪用されるものではない」について

公文書の開示の諾否の判断に当たっては、開示請求者が開示を求める目的は斟酌できないものであり、実施機関としては、条例第11条各号に規定する開示をしないことができる情報に該当するかどうか及び条例第13条に該当するかどうかを客観的かつ合理的に判断するものである。

なお、条例第22条で、「公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を不当な目的に使用してはならない」と規定され、開示を受けた者は公文書の開示によって得た情報を社会通念上の良識に従って使用しなければならず、これを濫用して他人の権利や利益を侵害するようなことはあってはならないとされている。

(2) 「県は県営住宅の入居承継手続が適正に行われていることを説明すべきである」

について

県は公営住宅管理者として、入居管理事務等については、法令及び規則等の規定に基づき、また、国の指導、検査等を受けるなどにより、適正に執行している。

公営住宅行政は、住宅に困窮する低所得者に対し低額家賃で住宅を供給するものであり、その運営に対する県民の理解及び信頼の確保等のため、県民に対する説明、情報提供等を適切に行うことは必要であるが、一方で、入居者等の権利利益の十分な保護を図ることは極めて重要であり、情報公開制度においても個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得るものは非開示情報としている。

これらを踏まえ、本開示請求に対しては、上記2のとおり、手続有無の情報の存否を明らかにすること自体が、条例第11条第2号の個人情報の開示に該当することとなるため、条例第13条の規定により開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、本開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

1 公文書の内容及び性格

公営住宅（県営住宅）の入居承継とは、公営住宅法第27条第6項（同施行規則第11条）の規定に基づくものであり、「公営住宅（県営住宅）の入居者が死亡又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が、事業主体（県）の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅（県営住宅）に居住することができる」制度である。

県は、この制度を山口県営住宅条例第22条に規定するとともに、その具体的な運用に関しては要領第26条に規定し、入居承継を承認する場合を「原則として、入居名義人の死亡及び入居名義人の離婚（内縁関係の解消を含む。）による場合」としている。

入居承継手続書類は、要領第26条に定められた入居承継承認申請書（第27号様式）同申請書の添付書類、県営住宅請書（第6号様式）入居承継承認通知書（第28号様式）及びこれらに係る決裁文書であり、これら書類は、実施機関の職員が職務上作成又は取得し、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして当該実施機関が保有する文書であり、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当するものである。

2 争点

実施機関は、本件公文書の存否を明らかにすること自体が、条例第11条第2号の個人情報の開示に該当することとなるため、条例第13条の規定により本件公文書の存否を明らかにしないで非開示決定した旨主張する。

一方、異議申立人は、本件請求情報を開示しても悪用されるものでなく、県は県営住宅の入居承継手続が適正に行われていることを説明すべきである旨主張する。

このため、当審査会は、条例の基本的考え方及び本件処分の妥当性について検討する。

3 条例の基本的考え方について

条例は第1条の目的において県民の知る権利及び県の諸活動に係る県民への説明責務を規定し、第4条において「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める者の権利を最大限に尊重しなければならない。」として公文書の原則開示の精神を明らかにしている。

しかしながら、実施機関が保有している公文書の中には、開示することにより個人のプライバシーや法人の正当な利益などを侵害するおそれのある情報も存在することから、第11条において、「実施機関は、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる。」と規定し、公文書の原則開示の例外として、第11条において開示をしないことができる公文書の範囲を定めている。

このため、実施機関は、開示請求に対して、情報公開制度の趣旨、目的を踏まえ、公文書に第11条各号の非開示事項に該当する情報が記録されているかどうかを、客観的かつ合理的に判断して、公文書の開示決定等を行うことになる。

さらに、条例第22条第2項において、「この条例の規定により公文書の開示を受けた者は、これによって得た情報を不当な目的に使用してはならない。」と公文書の開示を受けた者の責務を定めている。

実施機関としては、開示請求者の属性、請求理由、使用目的等を斟酌することなく、開示等の決定を行うものであるが、情報公開制度において、公文書の開示を受けた者が、公文書の開示によって得た情報を、不当な目的に使用することが許されないことは、当制度に内在する当然の制約である。

4 本件公文書の存否応答拒否について

(1) 条例第11条第2号について

条例第11条は、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示しないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情

報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものなどがあることから、条例第11条第2号イからニに掲げる「イ 法令等の規定により、何人も公開を請求することができることとされている情報」、「ロ 公表することを目的として実施機関が保有している情報」、「ハ 法令等の規定による許可、認可、届出等に際して実施機関の職員が作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「ニ 公務員等の職又は氏名であって、当該公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をすることとなっている。

(2) 条例第13条について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定している。

条例第13条でいう開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第11条各号のいずれかに該当する情報を公開することとなるときは、例えば、特定の個人の病歴に関する情報、犯罪の内偵捜査に関する情報等の開示請求に対し、当該公文書は存在するが非開示とする、又は当該公文書は存在しない等、公文書の存否を明らかにすることにより、当該公文書を開示したときと同様に、非開示事項の規定により保護すべき権利が害されるおそれがある場合をいうものである。

(3) 本件処分について

ア 入居承継手続関係書類には、承継前及び承継後の入居名義人の氏名、住宅番号、同居者に関する情報、入居承継の理由等、個人のプライバシーを含んだ様々な個人情報記録されるものであり、当該手続を行ったという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）により、承継後の入居名義人又は同居者に関して、死別や離婚という個人の家族に関する情報の有無が明らかとなり、当該情報は条例第11条第2号に規定する個人情報に該当し、イ、ロ及びニの規定に該当するものではないことは明らかである。

イ また、ハの規定については、法令等の規定による許可、認可、免許、承認、決定、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報の中には、その性質上県民生活に少なからぬ影響を及ぼすものがあるので、これらの情報のうち、県民

の生命、身体等を危害から保護し、公共の安全を確保する観点から公益上公開すべき積極的理由が強いものについては開示をするという趣旨であり、この点において、本件存否情報を開示することの公益上の必要性は認められず、八の規定にも該当しない。

ウ さらに、特定の個人の識別性については、一般的には、氏名及び住所をもって可能となるが、氏名等を削除しても、公文書のそれ以外の情報から、又はそれ以外の情報と容易に取得し得る他の情報とを照合することにより、特定の個人が推測できるものについては、それ以外の情報も開示しないこととなる。照合の対象となる「他の情報」については、条例では何人も開示請求ができるため、個人の権利利益の保護を十分図る観点から、当該個人の近親者や地域住民等であれば保有している情報又は入手可能な情報はこれに含まれると解するのが相当である。

本件請求は、特定の期間における特定の県営住宅に係る入居承継手続に関する公文書の開示請求であり、本件存否情報と当該県営住宅の入居者や地域住民等であれば保有している情報又は通常得られる日々の生活関連情報など入手可能な情報が照合されれば、当該県営住宅の特定の入居者の個人情報（死別又は離婚の有無）が明らかになるものと認められる。

エ 以上により、本件請求については、実施機関が本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第11条第2号の個人情報を開示したことと同様の結果が生じるものであり、条例第13条の規定により本件請求を拒否すべきものと認められる。

以上の理由から、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等 別紙のとおり（省略）